

配偶者控除と配偶者特別控除の控除額の改正

税制改正により、配偶者控除および配偶者特別控除の控除額が改正され、平成30年分の所得税（平成31年度の住民税）から適用されます。

配偶者控除の改正内容

夫（または妻）の合計所得金額に応じて控除額が改正され、合計所得金額が1000万円を超える場合は、配偶者控除が受けられなくなりました。

※配偶者控除は、配偶者の所得が38万円以下（収入が給与収入のみの人で103万円以下）である場合に対象となります。

		夫（または妻）の合計所得金額			
		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1000万円以下	1000万円超
配偶者の区分	一般の控除対象配偶者（その年の12月31日時点で70歳未満）	38万円 (33万円)	26万円 (22万円)	13万円 (11万円)	控除適用なし
	老人控除対象配偶者（その年の12月31日時点で70歳以上）	48万円 (38万円)	32万円 (26万円)	16万円 (13万円)	

※（ ）内は町道民税の控除額

配偶者特別控除の改正内容

夫（または妻）の合計所得金額に応じて控除額が改正されたほか、対象となる配偶者の合計所得金額が38万円超123万円以下（改正前：配偶者の合計所得金額38万円超76万円未満）となりました。

		夫（または妻）の合計所得金額				控除適用なし
		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1000万円以下	1000万円超	
配偶者の合計所得金額 (給与収入に換算した額)	38万円超85万円以下 (103万円超150万円以下)	38万円 (33万円)	26万円 (22万円)	13万円 (11万円)	控除適用なし	
	85万円超90万円以下 (150万円超155万円以下)	36万円 (33万円)	24万円 (22万円)	12万円 (11万円)		
	90万円超95万円以下 (155万円超160万円以下)	31万円 (31万円)	21万円 (21万円)	11万円 (11万円)		
	95万円超100万円以下 (160万円超166万7999円以下)	26万円 (26万円)	18万円 (18万円)	9万円 (9万円)		
	100万円超105万円以下 (166万7999円超175万1999円以下)	21万円 (21万円)	14万円 (14万円)	7万円 (7万円)		
	105万円超110万円以下 (175万1999円超183万1999円以下)	16万円 (16万円)	11万円 (11万円)	6万円 (6万円)		
	110万円超115万円以下 (183万1999円超190万3999円以下)	11万円 (11万円)	8万円 (8万円)	4万円 (4万円)		
	115万円超120万円以下 (190万3999円超197万1999円以下)	6万円 (6万円)	4万円 (4万円)	2万円 (2万円)		
	120万円超123万円以下 (197万1999円超201万5999円以下)	3万円 (3万円)	2万円 (2万円)	1万円 (1万円)		
123万円超 (201万5999円超)	控除適用なし					

※（ ）内は町道民税の控除額

(例)

夫



合計所得450万円

配偶者

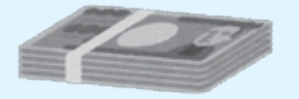


合計所得 99万円

この夫婦の場合、
配偶者特別控除の
額は… **26万円**



年末調整



年末調整とは？なぜ行うの？

年末調整とは、給与所得を受けている人が、毎月の給料から天引きされている所得税の金額を、年末になって過不足を精算する手続きのことです。

一般に会社員などは会社が見込所得に応じた所得税を給与から天引きしているため、1年の終わりに、所得税額が確定してから金額の過不足を調整する必要が生じます。

年末調整の手続きができる人、できない人の区分は？

次の条件に該当する方は年末調整をすることができません。

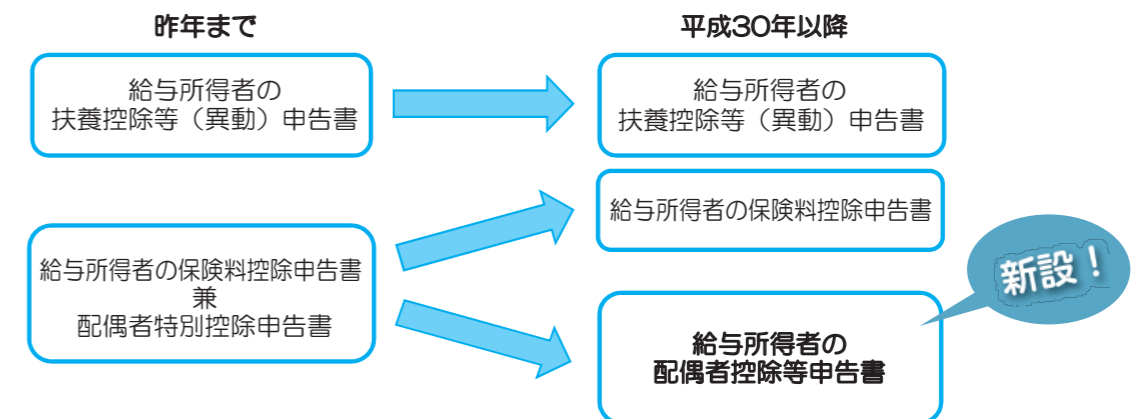
- ・給与所得が2000万円を超えている人
- ・災害減免法で、所得税の徴収について猶予などを受けた人
- ・年間を通して海外に居住している人

上記にあてはまらない給与所得者は、年末調整の手続きができます。



平成30年からの年末調整の大きな変更点は？

平成30年から、年末調整のために会社に提出する書類が変更になりました。書類の記載方法など、詳しくは勤務先の年末調整担当者に確認してください。



時期は？

年末調整は、その年の最後に給料の支払いをする時に行います。勤務先によって書類の提出期限が変わりますが、11月中旬～11月末のところが多いようです。記入欄が多くて大変だと感じる方もいるかもしれませんが、正確に所得税を計算するには必要な手続きなので、必ず提出してください。

年末調整説明会（どなたでも参加できます。）

日時 11月20日（火）午後2時～4時（受付 午後1時30分～）
場所 農村環境改善センター